

霞ヶ浦流域の小規模事業所に係る規制強化について

茨城県では、茨城県霞ヶ浦水質保全条例などの一部を改正し、令和3年4月1日から排水規制を強化します。霞ヶ浦流域で事業を営む皆さんに、排水処理を徹底していただき、霞ヶ浦のさらなる水質改善を目指します。きれいな霞ヶ浦を、私たちの力で取り戻しましょう。

●排水の水質基準を守りましょう

平成19年から、霞ヶ浦流域の飲食店やコンビニなど全ての事業所が守るべきBOD※1や窒素、りんなどの排水基準が、茨城県霞ヶ浦水質保全条例により定められています。

	BOD	浮遊物質	窒素	りん
日間平均	20 mg/L	30 mg/L	—	—
最大	25 mg/L	40 mg/L	45 mg/L	6 mg/L

※1 河川の汚濁の程度を表す数値

●令和3年より 命令違反には罰則が適用されます

これまでは排水基準を超過した場合、勧告などで規制してきましたが、令和3年4月1日より、改善命令や排水一時停止命令が発出され、命令に従わなかった場合は罰則が適用されます。

●改善対策をしたい事業者への支援を行っています

◆茨城県環境保全施設資金融資制度◆

排水処理施設の整備などに対しては、融資制度があります。また、利子相当額を補給（実質無利子の融資）する制度もありますので、ぜひご活用してください。

◆店舗によっては補助が受けられます◆

店舗兼住宅で高度処理型浄化槽の設置を検討される事業者は、要件により補助が受けられる場合があります。詳細は、潮来市上下水道課へご相談ください。

【要件】店舗兼住宅のうち住宅部分の面積が2分の1を超える事業者が、10人槽以下の高度処理型浄化槽を設置する場合など

【お問合せ】 茨城県 環境対策課 ☎029-301-2966
鹿行県民センター環境・保安課 ☎0291-33-6056